

# 第14次 労働災害 防止計画

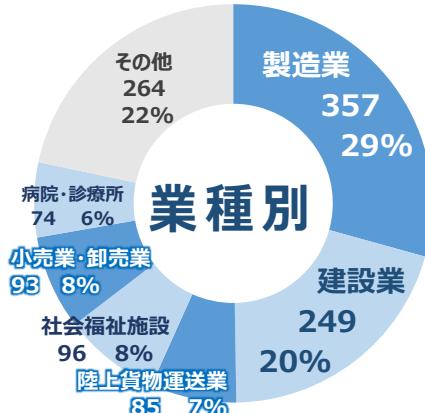
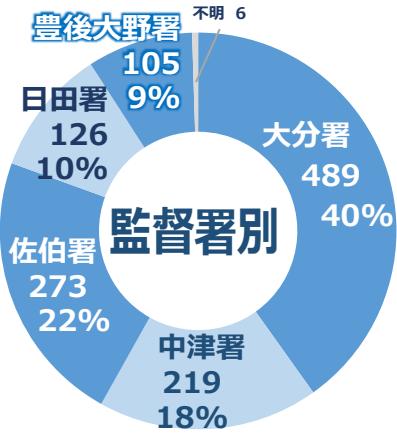
大分労働局

## アウトプット指標の達成状況まとめ

令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度

14次防の計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間です。  
重点事項ごとに定めたアウトプット指標により、毎年、実施状況を確認・評価します。  
取組状況点検票の回収状況とアウトプット指標の達成状況は以下のとおりです。

### 14次防取組状況点検票の回収状況 令和6年4月19日現在 N=1,218



### 14次防 キーワード解説

#### アウトプット指標

重点事項に係る取組の進捗状況を確認する指標のこと

#### アウトカム指標

アウトプット指標が達成されたときに期待される効果のこと

アウトカム指標の達成を目指した場合に期待される結果

**死亡者数** 13次防比較で10%以上減少

**死傷者数** 令和4年比較で減少

### アウトプット指標の達成状況 令和6年4月19日現在

#### 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

転倒災害対策（ハード・ソフト両面から）に取り組む事業場の割合を令和9年までに50%以上とする。

取り組んでいる 73%	取り組んでいない 23%	回答なし 4%		集計母数 1,218 全業種
-------------	--------------	---------	--	-------------------

卸売業・小売業、医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を令和9年までに80%以上とする。

実施している 88%	実施していない 10%	回答なし 2%		集計母数 242、正社員のみ 21 小売業・卸売業、病院・診療所、社会福祉施設
------------	-------------	---------	--	--

介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を令和5年と比較して令和9年までに増加させる。

導入している 44%	導入していない 41%	回答なし 15%		集計母数 170 病院・診療所、社会福祉施設
------------	-------------	----------	--	---------------------------

#### 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

エイジフレンドリーガイドラインに基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組（安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等）を実施する事業場の割合を令和9年までに50%以上とする。

実施している 48%	実施していない 47%	回答なし 5%		集計母数 1,066 60歳以上がいない 152 全業種
------------	-------------	---------	--	------------------------------------

#### 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等、外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合を令和9年までに50%以上とする。

実施している 52%	実施していない 40%	回答なし 8%		集計母数 381 外国人労働者がいない 837 全業種
------------	-------------	---------	--	-----------------------------------

#### 業種別の労働災害防止対策の推進

「陸上貨物運送事業における荷役作業における安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送事業等の事業場（荷主となる事業場含む）の割合を令和9年までに45%以上とする。

実施している 68%	実施していない 29%	回答なし 3%		集計母数 189 陸上貨物運送事業、荷主事業場
------------	-------------	---------	--	----------------------------

墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む**建設業**の事業場の割合を令和9年までに85%以上とする。



「崩壊、倒壊」及び機械による「はさまれ、巻き込まれ」防止対策に取り組む**製造業**の事業場の割合を令和9年までに60%以上とする。



「チーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する**林業**の事業場の割合を令和9年までに50%以上とする。

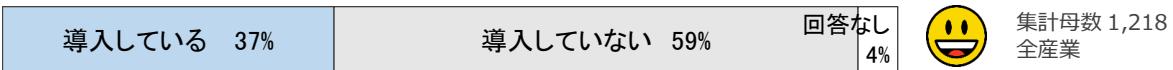


## 労働者の健康確保対策の推進

年次有給休暇の取得率を令和7年までに70%以上とする。 平均 63.4%

集計母数 1,015、回答なし 203  
全産業

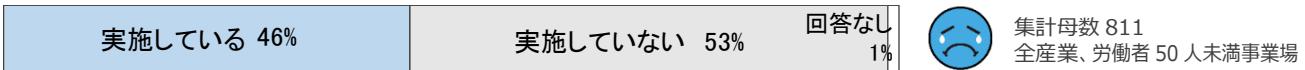
勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を令和7年までに15%以上とする。



メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を令和9年までに80%以上とする。



使用する労働者50人未満の小規模事業場におけるストレスチェックの実施の割合を令和9年までに50%以上とする。

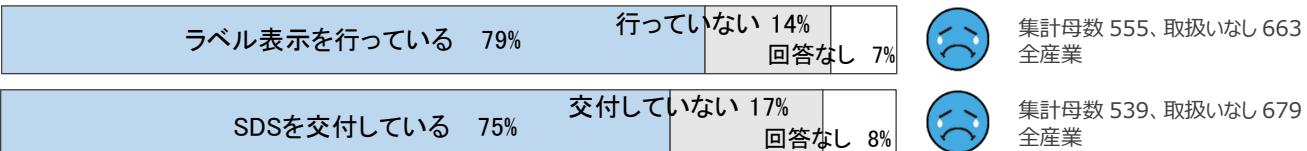


各事業場において必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を令和9年までに80%以上とする。



## 化学物質等による健康障害防止対策の推進

安衛法第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・SDSの交付の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・SDSの交付を行っている事業場の割合を令和7年までにそれぞれ80%以上とする。



安衛法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性及び有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を令和7年までに80%以上するとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を令和9年までに80%以上とする。



熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を令和5年と比較して令和9年までに増加させる。



## 「14次防取組状況点検票」の記入と提出について（協力依頼）

大分労働局 14次防



アウトプット指標の達成状況の把握を通じて事業場の安全衛生管理の自主的な改善を図るため、「14次防取組状況点検票」の提出にご協力を願います。

14次防特設ページからWEB点検票で回答する又は点検票を管轄の監督署へ電子メールで送信する、郵送する、窓口へ持参する等により提出してください。



14次防  
特設ページ  
はこちらから